

1　同和問題

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	R6 事業実績	評価・課題	関係課
①	学校教育の取組	①すべての学校等において、人権・同和教育を基 底に据えた教育活動を推進するとともに、進路 保障の取組を推進します。 ②各種研修会への参加や校内での研修によって教 職員等の人権意識を高めるとともに、同和問題 に対する正しい理解と認識を深め、差別をなく す実践力を培います。	○人権・同和教育の視点をもった授業実践、授業研究 の実施。 ○各種研修会や講演会等への参加を促進。 ・演題：「人権を守るために行動を起こそう ～益田市の同和問題解決に向けたあゆみ～ 講師：椿孝二さん (益田市人権・同和問題解決推進委員)	⑦全小中学校で授業公開日や校内授業研究日等に、人権・同和教育の視点を踏まえた授業 を実践し、振り返りを行った。 ④益田市人権・同和教育研修会 ・演題：「人権を守るために行動をおこそう」 ～益田市の同和問題解決に向けたあゆみ～ 講師：元部落解放同盟島根県連合会石西支部長　椿孝二さん 開催日：令和 6 年 8 月 7 日　参加者：　121 人（教職員）場所：人権センター ⑦夢ひきよせる！人権・同和教育研修 2024 に市内小中学校教職員延べ 414 名が参加した。	○全小中学校で実施した。人権・同和教育 の基本となる取組として、子どもたちの 人権意識の向上に繋がっている。 ○研修の機会を継続して確保し、充実した ものにするため、人権センターや市教研 との連携を大切にしていく。	学校教育課
②	社会教育の取組	①各公民館単位で設置している地区人権・同和教 育推進協議会において、差別のない明るく住み よい平和な地域の実現をめざし、人権・同和問 題研修を積極的に実施し、地域住民の人権意識 の向上に努めます。	○益田市地区人権・同和教育推進協議会の啓発活動へ の支援。 益田・美都・匹見において同和問題等についての 講座を開催。3 回。 ○地域住民への人権意識の向上のための人権標語啓 発塔の改修。1 ヲ所。	⑦益田市地区人権・同和教育推進協議会委員・事務局員に意識啓発を図るための研修会等 を実施した。 ・内容：「夢ひきよせる！人権・同和教育 2024」 演題：今ここにある部落差別 ～差別を許さない生き方を選ぶことができるように～ 講師：部落解放同盟福岡市協議会青年部　吉岡綾さん 開催日：令和 6 年 12 月 21 日　参加者：125 人　場所：人権センター	○地域で実施する、様々な人権課題を解決 するための啓発活動を支援するととも に、人権センターや関係機関が実施する 各種研修会の情報提供を行い、参加して いただくことで、地域住民の人権意識の 向上に繋げることが必要である。	人権センター
③	啓発・広報活動の推進	①人権センターを核とし、社会教育団体、教育・ 研究団体、企業、NPO 法人等、地域の人権団 体と連携し、各種講演会、イベント等の企画、 啓発・広報活動に努めます。	○人権・同和教育講演会や研修会の開催　4 回。 【再掲 1-①】 ・演題：「人権を守るために行動を起こそう ～益田市の同和問題解決に向けたあゆみ～ 講師：椿孝二さん (益田市人権・同和問題解決推進委員) ・演題：「(仮) 部落差別と闘う母として」 講師：吉岡綾さん (部落解放同盟福岡県連合会事務局) ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の関係 機関と連携した研修会及び啓発活動の実施 就職差別をなくすための公正な採用選考につい ての研修会等を行う。	⑦人権・同和教育講演会を開催した。 ・演題：「人権を守るために行動をおこそう」 ～益田市の同和問題解決に向けたあゆみ～ 講師：元部落解放同盟島根県連合会石西支部長　椿孝二さん 開催日：令和 6 年 8 月 7 日　参加者：152 人【再掲 1-①】 開催日：令和 6 年 10 月 23 日　参加者：19 人（市管理職対象） 開催日：令和 6 年 11 月 5 日　参加者：30 人（市管理職対象） 場所：人権センター 【再掲 1-②】 ・内容：「夢ひきよせる！人権・同和教育 2024」 演題：今ここにある部落差別～差別を許さない生き方を選ぶことができるように～ 講師：部落解放同盟福岡市協議会青年部　吉岡綾さん 開催日：令和 6 年 12 月 21 日　参加者：125 人　場所：人権センター ④人権週間の活動として、石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の会員と市内 3 店舗 で人権啓発に関するチラシやグッズを配布する街頭アピール活動を実施した。 参加企業等数：19 団体　参加者：28 人	○関係機関や各団体と連携し、参加者へ人 権・同和問題に関する正しい知識を提供 することができた。引き続き意識啓発の 推進に努めるとともに、差別のない地域 づくりに向けた取組を進めて行く。 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会 と連携し、企業としての人権に対する取 組についてアピールができた。今後も引 き続き街頭アピール活動を継続し啓発し ていく必要がある。	人権センター

④	人権センタ ー事業の充 実	①人権センターにおいて、安心して相談ができる場として、地域住民のニーズを把握し、その生活課題に応じて、各種相談事業、人権問題の解決のための啓発事業、交流促進事業を総合的に実施します。 ②「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、相談体制の充実を図るための職員研修や関係機関との連携をさらに進めていきます。	○生活総合相談や各種専門機関等と連携した相談会の実施 ○行政機関等相談担当者ネットワーク会議の開催 5 回。 相談担当者の資質の向上と連携の強化を図る。 ○相談体制の充実を図るための職員研修への参加 10 回。 ○同和問題についての研修会の実施 3 回。	⑦生活環境や近隣住民との人間関係等に関する相談に対応した。相談内容によっては、各専門機関に引継ぎ解決への支援を行った。 ・総合相談 86 件 ・地域巡回相談 32 件 ⑧各種専門機関等の相談会を毎月実施し、相談体制の充実に取り組んだ。 ・石見法律相談センター無料法律相談 133 件 ・行政書士・司法書士無料法律相談 46 件 ・心配ごと相談 8 件 ・行政相談 3 件 ⑨行政機関等相談担当者ネットワーク会議を開催した。 各相談機関担当者が相談者に対し適切な助言・指導ができるよう研修等を行い、相談者としてのスキルアップ及び連携の強化を図った。 開催：5 回 参加者：延 105 人 内容：①「ひきこもり支援の動きと島根県内の状況」「やさしい日本語について」などの事業内容及び市（県）の状況を関係機関で共有した。 ②「相談対応の留意点（演習を通して）」の研修を受け相談担当者の資質の向上を図った。 ⑩島根県隣保館連絡協議会等が主催する研修会をはじめ様々な人権課題に関する研修会に参加し、職員の資質向上を図った。	○相談内容に応じた支援や他機関との連携を行い、相談対応に取り組んだ。今後も継続して相談しやすい体制作りが必要である。 ○関係機関の相談担当者の連携強化及び資質の向上を図ることができた。今後も定期的に担当者の資質向上及び関係機関とのネットワークの強化に努める必要がある。 ○適切な相談対応ができるよう引き続き研修会等に参加し、職員の資質向上を図ることが必要である。	人権センター
---	---------------------	--	--	---	--	--------

2女性

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	R6 事業実績	評価・課題	関係課
①	人権尊重の意識づくり	①性別に関わりなく、個人としての人権をお互いに尊重する意識を高めるため、研修会をはじめ啓発に取り組めます。 ②男女平等をはじめ、性別に関わりなく、個性と能力が発揮できるよう、差別しない、差別を許さない教育を進めます。 ③性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。	○パネル展示等による啓発 男女共同参画週間に関係機関と連携して DV 防止等に関するパネル展示を行う。 ○男女共同参画についての研修会等の実施 性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための研修等を行う。 ○様々な媒体を活用した啓発 ○広報誌による啓発 男女共同参画啓発情報誌～なんと素敵なパートナーシップ～を発行する。1 回。	⑦男女共同参画週間に益田児童相談所と連携しパネル展示等を用いた啓発活動を実施した。 展示期間：6/21～6/30 場所：人権センター 内容：DV・デート DV・性暴力について、相談機関紹介、DV 被害防止啓発用パネル及び男女共同参画川柳パネル ※パネル展示、ポスター掲示、リーフレット、パンフレット、啓発グッズの設置。 ⑧みんなで目指す SDGs×ジェンダー平等についてポスター掲示等を用いたて意識啓発活動を行った。 展示期間：6/21～6/30 場所：人権センター 内容：SDGs とは何か、ジェンダー平等とは何かをわかりやすく解説 ⑨女性に対する暴力をなくす運動期間に益田児童相談所と連携しポスター掲示等を用いた暴力防止に関する意識啓発活動を行った。 展示期間：11/12～11/25 場所：人権センター 内容：相談機関紹介、暴力防止について ※ポスター掲示、リーフレット、パンフレット設置。 ⑩益田市地区人権・同和教育推進協議会委員・事務局員に意識啓発を図るための研修会等を実施した。	○益田児童相談所と連携し取り組むことにより展示内容が充実した。今後も連携を図る必要がある。 ○男女共同参画に係るテーマに沿って、講座や研修会を開催し理解を深めることに	人権センター

				・内容：益田市地区人権・同和教育推進協議会委員・事務局員講座 演題：アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）について 講師：島根県西部人権啓発推進センター講師 尾村幸行さん 開催日：令和6年10月28日 参加者：25人 場所：匹見タウンホール	繋がった。	
				④男女共同参画啓発情報誌～なんと素敵なパートナーシップ～を発行（1回）	○情報誌を通じて男女共同参画に関する年間の活動報告や第4次男女共同参画計画について周知を図ることができた。	
②	女性に対するあらゆる暴力根絶の取組	①暴力は、重大な人権侵害であり個人の尊厳を傷つけ、自立や自由を妨げることがを認識し、理解を深めるために研修会をはじめ啓発に取り組めます。	○関係機関との連携による啓発 小中学校等と連携を図り、デートDV未然防止の取組や啓発を行う。	⑦男女共同参画週間に益田児童相談所と連携しパネル展示等を用いた啓発活動を実施した。【再掲2-①】 展示期間：6/21～6/30 場所：人権センター 内容：DV・デートDV・性暴力について、相談機関紹介、DV被害防止啓発用パネル及び男女共同参画川柳パネル ※パネル展示、ポスター掲示、リーフレット、パンフレット、啓発グッズの設置。	【再掲2-①】 ○益田児童相談所と連携し取り組むことにより展示内容が充実した。今後も連携を図る必要がある。	人権センター
		②若年層からのデートDV防止等の「暴力を生み出さない、許さない」ための未然防止教育を進めます。	○パネル展示等による啓発。 男女共同参画週間に関係機関と連携してDV防止等に関するパネル展示を行う。	④女性に対する暴力をなくす運動期間に益田児童相談所と連携しポスター掲示等を用いた暴力防止に関する意識啓発活動を行った。【再掲2-①】 相談機関紹介 展示期間：11/12～11/25 場所：人権センター ※ポスター掲示、リーフレット、パンフレット設置。		
		③DV被害を深刻化させないためにも、相談しやすい体制づくりと周知に努め、相談者への適切な支援を実施するとともに、庁内外関係機関との連携強化を図ります。	○「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動への参加 ○様々な媒体を活用した啓発 ○益田圏域の女性に対する暴力対策関係機関連絡会への参加	⑦「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動への参加 日時：令和6年11月19日 場所：イオン益田店 内容：啓発パンフレット等配布 運動期間に合わせ、関係機関に啓発用チラシやポスター配布。市庁舎に懸垂幕を掲揚。 市広報や告知端末にて暴力防止に関する意識啓発を行った。 ④益田圏域の女性に対する暴力対策関係機関連絡会に参加した。 日時：令和6年10月15日 場所：益田合同庁舎	○街頭啓発活動ではリーフレット等の配布や呼びかけを行い、女性に対する暴力は重大な人権侵害であることを訴えた。引き続き啓発活動に参加し、意識啓発に努める。 ○引き続き、各会議等の機会も利用し、連携強化を図りながら、適切な支援に繋がっていきたい。	子ども 家庭支援課
③	働きやすい職場づくり	①事業者に対し、職場における男女の機会均等と待遇の確保、育児・介護休業制度等について適切な措置が取られるよう関係機関と連携して情報提供を図り、就労条件の向上を促します。	○関係機関と連携して各種制度や研修会等の情報を事業所に提供	⑦企業等に向けた女性の活躍推進、各種セミナーのリーフレット等の配布やポスターの掲示等を行った。	○引き続き、チラシ配布等による情報提供を行い企業の女性の活躍推進に関する取組を支援する必要がある。	人権センター
		②セクハラやマタハラの防止など働きやすい職場環境の整備を推進します。	○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の関係機関と連携した研修会及び啓発活動を実施 ハラスメント等についての研修会を行う。	④石西地域人権を考える企業等連絡協議会と連携し研修会を行った。 ・内容：企業（事業所）トップクラス人権・同和問題研修会 演題：「職場における人権」～無意識のうちに誰かを傷つけていませんか～ 講師：島根県西部人権啓発推進センター講師 尾村幸行さん 開催日：令和6年8月29日 参加者：84人	○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等関係団体と連携を取りながら、組織を通じた啓発に取り組むことができた。	
		③仕事と家庭・自分自身のための時間との調和が保たれ、多様な働き方が選択できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。	○パンフレット等による啓発 関係機関から働き方や労働環境に関するパンフレット等の提供があった場合、益田鹿足雇用進協議会加入事業所約80社に送付する。年5回程度。	⑦益田鹿足雇用推進協議会会員に情報提供を行った。 加入事業所約90社。年8回程度。	○引き続き関係機関と連携して情報提供を行い、働きやすい職場づくりへの働きかけを行う必要がある。	産業支援 センター

3子ども

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	R6 事業実績	評価・課題	関係課
①	社会みんな で子育ての よろこびを 分かち合う 取組	①家庭、地域、学校等それぞれが役割を果たしながら連携・協力し、子どもたちの発達段階に応じた健やかな成長を支えられるよう保健、医療及び教育体制の構築を図ります。	○乳幼児健診の実施 発達段階に応じた健診を実施し、発達状況の確認や子育て相談を行う。	㊦乳幼児健診を実施した。 未受診対応として、母子保健推進員、保育所や幼稚園等と連携して受診勧奨の声かけや家庭状況の把握、子どもの発達状況の確認を行った。	○引き続き健診受診率 100%をめざすとともに、受診困難な場合には保育所等との連携や家庭訪問等、様々な機会を捉えて子どもの発達状況等の確認を行う必要がある。	子ども 家庭支援課
		②地域全体で包括的に子育てに取り組む環境や意識が確立するよう周知を図り、地域の中で安心して仕事と子育てを両立するための支援を行います。さらに、子育て世帯が育児に専念できるように、企業等に育児休業をはじめとした制度創設やその制度が利用しやすい環境づくりなどの啓発活動を推進します。	○乳幼児発達支援事業(発達相談)の実施 発達支援を必要とする就学前の幼児に対し、専門医師等による相談を実施し支援方法について方向付けを行う。 ・発達クリニック 12 回/年実施 ・ことばの相談日 12 回/年実施 ・子育て相談日 6 回/年実施 ○こども家庭センターの開設 母子保健機能（子育て世代包括支援センター）や児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）において実施している相談支援等の取組は維持したうえで体制を見直し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行い、更なる支援の充実・強化を図る。 ・母子手帳交付時の全妊婦面談 ・母子手帳アプリ「母子モ♡ますだ」への登録	㊦乳幼児発達支援事業として、「発達クリニック(にじいろ相談室)」「ことばの相談日」「子育て相談日」を実施した。 発達クリニック：実施回数 8 回 延べ 21 名（実人員 21 名） ことばの相談日：実施回数 12 回 延べ 25 名（実人員 17 名） 子育て相談日：実施回数 6 回 延べ 23 名（実人員 17 名） ㊦母子保健機能（子育て世代包括支援センター）や児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）において全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行った。 ・母子手帳交付時の全妊婦面談 244 件（転入込み） ・支援ケース 116 件 ㊦母子手帳アプリ「母子モ♡ますだ」を活用し、保護者へ情報提供を行った。 ・登録件数 909 件	○引き続き乳幼児発達支援事業（発達相談）を実施し切れ目なく適切な時期に相談支援が行えるよう関係機関と連携し、体制を整える必要がある。	
			○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度の周知 企業に対し制度の周知を図り、子どもを安心して産み育てられるためのまちづくりを推進する。	㊦「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度を推進した。 ・宣言企業登録数 57 社（令和 6 年 12 月 31 日現在） ・周知方法：公式ウェブサイト、個別訪問・通知、企業連絡会議等への周知等	○令和 6 年 4 月にこども家庭センターを開設した。全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ母子保健機能と児童福祉機能が一体的に相談支援が行えるよう、引き続き連携を強化しながら支援の充実を図る。	
			○パンフレット等による啓発。 関係機関からパンフレット等の提供があった場合、益田鹿足雇用推進協議会加入事業所約 80 社に送付する。年 5 回程度。	㊦益田鹿足雇用推進協議会会員に情報提供を行った。 加入事業所約 90 社。年 6 回程度。	○多くの企業に子育て応援宣言していただけるよう、企業・団体等に対し、制度の目的・内容等を引き続き周知していく必要がある。	子ども福祉課 産業支援 センター
②	子どもの権利条約などの理解推進に向けた取組	①保護者、地域住民、教職員等に「子どもの権利条約」などの内容が広く理解されるように教育・啓発を進めます。 ②「子どもの権利条約」などについて、実生活の	○保護者、地域の方々等を招いての公開授業の実施 ○虐待やネグレクト等、子どもの人権侵害に対する正しい認識や対応の仕方についての研修の実施	㊦公開授業は、様々な内容で実施され、多くの方々に来校していただける良い機会となっているが、例年子どもに特化した内容は少ない。子どもの人権についての学習は、社会科公民分野で扱っている。 ㊦19 校で虐待やネグレクト等の校内研修を行った。	○各学校において、これまでの取り組みをさらに進め、人権が尊重される授業づくりに一層励む必要がある。 ○今後も日頃から子どもの様子を見守り、情報共有に努めていく。	学校教育課

		具体的な場面を取り上げて児童生徒の人権について考えさせるなど、児童生徒自らが人権意識を高められるような実践を行います。	○「放課後児童支援員」を対象とした研修会の実施 放課後児童クラブにおける子どもの安全の確保や子どもの主体的な活動を尊重しつつ、子どもの自主性、社会性等により一層の向上を図る。 ○コンサルタントに委託し、幼児教育・保育施設に対して、保育環境の改善・保育の質の向上に関する助言・指導の実施	㊦放課後児童クラブ支援員を対象に、3つのテーマに則した研修を委託により実施しており、子どもの育成支援のテーマには、子どもの権利擁護、人権の尊重が項目として明記されている。 ㊦保育士（ミドルリーダー）を対象としたキャリアアップ研修を実施した。（19 人参加、3 時間/回×5 回） ・子どもの主体性を育む保育を目指し、各施設へ訪問指導する巡回支援指導事業を実施した。（28 施設参加） また、全体研修を開催予定。（R7.1 月）	㊦令和 6 年度は県外の業者へ委託を行い、その研修の中で、障がいのある子どもへの理解やハラスメント・虐待防止など、人権尊重に関する研修を実施することができた。今後も、特定のテーマに限定せず、子どもの権利や人権尊重について幅広く研修を実施していきたい。 ㊦子どもを一人の人間として捉える保育の視点を研修内容に取り入れたことで、子どもの人権を尊重する姿勢を育む研修となった。 ・昨年度に引き続き、子どもの声に耳を傾け、その思いを尊重する保育の実践に取り組んでおり、各施設における保育環境も着実に向上しつつある。	子ども福祉課
			○ヤングケアラーに関する周知啓発、関係機関との連携強化 ・パネル展示、チラシの配布 ・関係機関への周知・啓発 R6.5 月：民生委員児童委員協議会 地域包括支援センター連絡会議 R6.6 月：高津地区社会福祉協議会福祉委員会 研修会 ・関係機関向けの研修会の実施（R6.11 月実施予定）	㊦ヤングケアラーに関する周知啓発、関係機関との連携強化 R6.5 月：民生委員児童委員協議会 地域包括支援センター連絡会議 R6.6 月：高津地区社会福祉協議会福祉委員会 R6.8 月：保育研究会所長会 R6.10 月：益田市自立支援協議会相談支援会議 R7.2 月：益田市ケアマネジメント支援研修会・人権センター連続講座 ㊦関係機関向けの研修会 ・演題：ヤングケアラーの支援の現状とこれから 講師：島根大学教授 宮本恭子さん 開催日：令和 6 年 11 月 12 日 参加者：154 人 場所：保健センター	○ヤングケアラーについての周知啓発を図るとともに、理解を深めていけるような様々な媒体、手法によりあらゆる機会をとらえて周知啓発を継続していく。	子ども 家庭支援課
③	体罰・虐待の根絶に向けた取組	①体罰や虐待は絶対に許されない重大な人権侵害であることを子育て中の方、その周囲の方、教育・保育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方が認識し、人権意識を高めることにより、日頃から子どもとの信頼関係の構築に取り組みます。 ②要保護児童対策地域協議会を中心に保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や要支援家庭の早期発見と適切な支援を行います。 ③虐待防止に関する幅広い啓発を行うことによって、地域や関係機関が一体となり、虐待防止に取り組む環境づくりを進めます。	○関係機関との連携による支援 支援が必要な児童は、要保護児童対策地域協議会で関係機関による個別支援検討会議を開催し、情報共有を行うとともに、支援方針を決定し、役割分担をしながら連携して支援を行う。 ○リスクのある家庭への早期支援 妊娠期から切れ目なく、医療機関をはじめ関係機関との連携強化や相談支援体制の充実を図りながら、虐待やリスクを抱える家庭、ヤングケアラー等を早期に発見し、適切な支援に繋げる。 令和 6 年度から、こども家庭支援センターとして体制を整えながら母子保健部署との連携を強化して取り組む。 ○虐待防止に関する啓発	㊦関係機関との連携による支援を行った。 ・要保護児童対策地域協議会の実施状況 管理ケース：177 ケース 代表者会 1 回 実務者会議 7 回 個別支援検討会議 160 回 進行管理会議 12 回 ㊦リスクのある家庭への早期支援を行った。 母子手帳交付以降、電話連絡や来庁面談、家庭訪問等を行うことにより状況を確認し適切な支援に繋がった。 乳児家庭全戸訪問 対象数：217 件 訪問件数：216 件	○子育てあんしん相談係に社会福祉士、臨床心理士など専門職を配置し、体制強化を図りながら、課題を抱える家庭の相談支援を行っている。今後も要保護児童対策地域協議会を中心に虐待をはじめ、支援が必要な児童の相談が増加する中で、様々な機関と連携し早期に適切な支援に繋げていくとともに、積極的に研修会に参加し職員のスキルアップ向上に努めたい。 ○リスクのある家庭への支援を早期に行うため、妊娠期から切れ目なく、病院をはじめ関係機関と連携・情報共有し適切な支援に繋げていきたい。	子ども 家庭支援課

			11月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防止に向けた取組を行う。	㊦虐待防止に関する啓発を行った。 11月のオレンジリボン・児童虐待防止キャンペーン期間に合わせポスター掲示や懸垂幕の掲揚、市民課窓口設置の広告モニターへの情報掲載、市広報や告知端末等を通じて、児童虐待防止に関する啓発を実施した。 学校や幼稚園・こども園・保育園を通じて保護者へ虐待防止に関するチラシを配布し、啓発に努めた。	令和6年度から、こども家庭支援センターとして体制を整えながら母子保健部署との連携を強化して取り組む。 ○引き続き様々な機会を捉えて児童虐待防止に関する意識啓発に努めたい。	
			○年間を通した学校訪問の実施 ○情報共有や支援方針の決定等、適切な支援につなげるための関係機関との連携	㊦全小中学校対象の定期・不定期の学校訪問や学校との情報交換等により各校の実情を把握し、必要に応じ、相談・支援等を行った。 ㊦具体的な事例を通じた研修をすべての学校で実施した。また、生徒指導担当者会で事例研究等を行った。 ㊦体罰・虐待に限定したものではないが、「益田市S C相談センター」を休日や長期休業中に年間5回開設した。相談件数は延べ18件。	○関係機関との連携を大切にしていく。	学校教育課
④	いじめの未然防止・早期発見に向けた取組	①益田市いじめ防止基本方針を定め、学校と連携を図り、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に取り組んでいきます。	○益田市いじめ防止基本方針の周知と未然防止・早期発見 ○各学校年間2回のアセス（学校環境適応感尺度）実施	㊦年度初めの校長会で、益田市いじめ防止基本方針を確認した。また、生徒指導担当者会で、益田市の生徒指導推進プランの詳細を説明するとともに、生徒指導提要に触れながら、具体的事例研修を行った。 ㊦各小中学校で、アンケート、教育相談、アセス等いじめの未然防止や早期発見につながる取り組みを確実に行之、早期解決に努めた。	○各学校で児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、積極的ないじめの未然防止・早期発見、早期対応を心掛けている。組織的な対応や初動について等、さらに充実を図りたい。	学校教育課
⑤	子どもの貧困に対する支援	①すべての子どもが家庭環境や経済状況に影響されず、教育の機会を得るために、学習環境の支援や子どもの学ぶ意識の向上を図り、教育の機会均等を確保します。 ②生活が困難な子どもやその家族が社会的に孤立に陥ることがないよう支援の充実を図ります。	○関係機関との連携による支援 島根県社会福祉協議会を中心に県内各関係機関及び庁内関係部課と協力、連携し子どもの貧困解決に向けた取組を実施する。	㊦子どもの貧困対策に関する連携状況 島根県から委託を受けた社会福祉法人島根県社会福祉協議会が実施する子ども食堂サポート事業について、よりよい事業実施を行うための助言を行うことを目的とした、しまね子ども食堂応援会議に参画し、オンラインにより県内外の関係団体との情報共有と子ども食堂への支援策について協議した。 また、令和6年度においては、県社協主催の子どもの居場所づくりコーディネーション研修(2回)にオンライン参加した。 ㊦市内子ども食堂への情報提供 市公式ウェブサイト等で子ども食堂に関する情報提供を行った。	○引き続きしまね子ども食堂応援会議に参画し、島根県社会福祉協議会を中心に県内各関係団体との連携促進に向けて、情報共有や意見交換を進めていく必要がある。 ○子ども食堂を利用したい方に十分な周知が図れるよう、庁内関係部課、社会福祉協議会及び各子ども食堂とどのように連携していけるかを検討する必要がある。	子ども福祉課
		③生活の安定と向上に資するよう、所得の増加や、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。	○関係機関との連携による支援 生活困窮者自立支援事業において、生活が困難な子どもやその家族が抱える課題の解決に向けた支援を行う。	㊦生活困窮者自立支援事業 ひとり親世帯 相談件数11件、プラン作成件数0件 関係機関と連携し、生活の見通し、生活向上のための相談・支援を行った。 ㊦ひとり親世帯のハローワークとの連携状況 ひとり親世帯・ハローワーク・生活保護担当との連携 支援対象者4名（延べ相談件数7件） ひとり親世帯・ハローワーク・児童扶養手当受給者との連携 支援対象者18名（延べ相談件数50件） ㊦生活保護受給者等就労自立促進事業において、ひとり親世帯・ハローワーク・生活保護担当及び児童扶養手当担当で連携を行い、新規就労及び増収に向けた支援を行った。	○引き続き益田市社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関と連携し、生活困窮者の自立に向けた支援を行う必要がある。 ○ひとり親世帯に対して、ハローワークによるセミナーが8月に開催された際には、2名の参加があり、1名が就労につながった。 ○新規就労や増収を目指すひとり親世帯に対して、支援につながるようハローワー	

					ク、生活保護担当及び児童扶養手当担当 の速やかな連携に努めたい。	
			○子どもたちを取り巻く状況の把握と教育相談の充 実 ○関係機関と連携強化	⑦管理職、学級担任、教育相談担当者、養護教諭、事務職等間での情報共有に努めるとと もに、関係機関相互の情報共有に努めた。 ⑧石西地区人権・同和教育研究協議会と連携し、講演会を開催した。 内容：第 24 回石西地区人権・同和教育研究集会 演題①：「誰もが安心して暮らせる地域づくり～子ども食堂の取組から～」 講師：高津子ども食堂 永本鶴枝さん 演題②：「一歩を踏み出せる子供を育てるために」 講師：島根県高等学校・特別支援学校人権教育研究協議会石西地区 島根県立益田翔陽高等学校教諭 立石智美さん 開催日：令和 6 年 8 月 9 日 参加者：270 人 場所：人権センター	○貧困問題を含め、関係機関が連携するこ とで実態の背景や要因を正しく分析するこ とにつながり、問題の本質が見える可能性 が高まる。さらに連携を深めたい。	学校教育課
⑥	情報モラル 教育の推進	①児童生徒に対し、情報化社会で安全に生活する ための知識や情報セキュリティに関する知 識・技能を身に付けさせるとともに、情報化社 会における正しい判断や望ましい態度の育成 に努めます。 ②児童生徒が発達の段階に即した情報モラルを 身に付けるための授業や教育活動を推進しま す。	○情報リテラシーに関する研修の実施 6 月と 9 月に各一週間ずつ行う、 ○インターネットとの正しい関わり方や正しい情報 を主体的に判断し、活用できる能力の育成	⑦専門家を招き、児童・生徒・保護者・教職員を対象に情報リテラシー育成教室を 6 月と 9 月に各 5 日間開催した。 実施校数 16 校。参加者延べ 765 人。 講師 草の根サイバーセキュリティー運動全国連絡会常務理事 吉岡良平氏	○小学校低学年時からのメディア接触時間 の増加傾向は続いている。早い段階での 意識付けや啓発を行う必要性は理解され ているが、各種研修会等への保護者の参 加をいかにして促していくかが依然課題 となっている。	学校教育課

4 高齢者

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	R6 事業実績	評価・課題	関係課
①	安否確認の 体制整備	①日常生活において不安があり、常に見守りを必 要とする高齢者がいる世帯に、緊急通報装置を 貸与し、利用者からの相談や緊急通報等に対応 していきます。 ②それぞれの高齢者に適した安否確認の方法を 地域の方や関係機関と共に、検討していきま す。	○緊急通報装置の貸与 日常生活において不安があり、常に見守りを必 要とする高齢者がいる世帯（利用者）に緊急通報 装置を貸与し、利用者からの相談や緊急通報等に 対応する。 ○民間警備会社の実施する緊急時駆けつけサービ スを利用する際の装置導入費用の一部助成 日常生活において不安があり見守りを必要とす る高齢者の方に対して助成を行う。 (R6 より開始)	⑦緊急通報装置設置台数：572 件（うち新規設置 78 件） 救急車要請：58 件 委託業者からの安否確認：6,810 件 ⑧緊急時駆けつけサービス利用支援事業：18 件助成	○独居、高齢者のみの世帯の増加に伴い、 緊急通報装置の必要性は高くなってい る。申請の確認を民生委員、地域包括支 援センター職員又はケアマネジャーが行 うことで、装置が必要な高齢者の利用に 繋がるよう進めていく。 ○協力員の確保が困難な場合もでている。	高齢者福祉課
②	相談体制の 充実	①地域包括支援センターの機能評価を行い、適切 な相談対応ができるよう専門性の向上のため の研修や勉強会の開催を行います。 ②民生委員児童委員をはじめ関係機関と連携を 図りながら、必要な人に適切に支援ができるよ うネットワーク充実に向けた取組を行います。	○地域包括支援センター連絡会議の開催 地域包括支援センター職員を対象とした研修会を 開催し、対応力向上を図る。 年 3 回実施予定 5 月：ヤングケアラーの相談窓口について 9 月：各地域包括支援センターの相談対応に	⑦地域包括支援センター連絡会議の開催：計画どおり開催（年 3 回）	○地域包括支援センター職員を対象とした 連絡会議では、各包括支援センターでの 相談対応の状況や支援方法について意見 交換を行い、対応力向上につながる場を 持つことができた。 ○継続的な質の向上に取り組むとともに、	高齢者福祉課

			について 12月：対応困難ケースの支援状況・方法について		関係機関との連携により相談体制を充実させる必要がある。 ○引き続き、高齢者の意向に沿った適切な支援が行えるよう、介護・医療・その他関係機関とのネットワークづくりを行う必要がある。	
③	生きがい活動への支援	①高齢者の健康と生きがいづくりのため、高齢者やボランティア等が協働して企画・運営しているサロンを支援します。	○サロン活動への支援 高齢者の介護予防の拠点となるよう、サロン活動を支援する。	㉗シルバーふれあいサロンでのテイク10など継続して実施 ・介護予防活動 203回 延2,811人参加	○サロン等の場が高齢者の生きがいづくりにつながるよう、企画・運営について相談しながら実施する必要がある。	高齢者福祉課
		②高齢者自らが行う、文化継承活動、体育・芸能大会、友愛活動や健康づくり活動を総合的に支援します。	○地域住民が実施する「ふれあい・いきいきサロン」の支援 ・高齢者サロン70ヵ所	㉗サロン事業を実施した。 継続66カ所 ㉘地域の中で気軽に楽しくふれあいの時間を過ごすことで生きがいや社会参加、介護予防、とじこもりの予防を目指し、設置促進を図っている。一方でサロン事業を実施する上でサロン会員や世話人の高齢化による運営の難しさが課題となっている。	○地域の中で気軽に楽しくふれあいの時間を過ごすことで生きがいや社会参加、介護予防、とじこもりの予防を目指し、設置促進を図っている。一方でサロン事業を実施する上でサロン会員や世話人の高齢化による運営の難しさが課題となっている。	福祉総務課
④	介護予防事業の推進	①高齢者の生きがい活動への参加や、フレイル度チェックを通じて、自分の体の状態を知り、自ら介護予防につながる活動に参加できるような環境を整える取組を実施します。 ②高齢者の自立支援を目的とした多職種による事例検討会を行い、介護予防や重度化防止に必要な食の確保や移動手段など様々な困りごとを解決するための福祉サービス等の活用を進めます。	○フレイルチェックの実施 保健事業と介護予防の一体的な取組として、集いの場等でフレイルチェックを実施し、実施後のフォロー体制の構築に努め、自らフレイル予防に参加できる環境を整える。 ○地域ケア個別会議の開催 自立支援に向けた事例検討を実施する。 事例検討 年6回予定 全体会 年2回予定	㉗いきいき百歳体操実施団体、美都もっと・ずっと・元気に暮らそうツアー参加者等に対してフレイル度チェックを実施。 ・実施団体：63団体 ・実施者数：693人 ㉘地域ケア個別会議の開催 ・新規事例検討：6回（6事例） ・全体会 ：2回	○フレイル度チェックの結果、フレイル（疑）となった方へ後日連絡をし、状況把握、必要に応じて関係機関を紹介した。活動に参加しない方や、参加できなくなった方へアプローチできていないことは継続課題である。 ○多職種で検討することで、様々な職種が高齢者の自立支援について理解を深めることができた。	高齢者福祉課 （健康増進課・保険課）
⑤	認知症への理解と支援体制の整備	①認知症に関する正しい知識と理解を普及するため、認知症サポーター養成講座を開催していきます。 ②認知症高齢者やその家族にとって、必要な時に必要な支援が受けられるよう、相談窓口の周知をはじめ、見守りを目的とした配食サービスや緊急対応訪問サービスなどの情報発信を行います。 ③認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームなど、認知症の支援機関とも協力しながら、認知症高齢者とその家族を支えるネットワークを構築していきます。	○認知症サポーター養成講座の開催 昨年度に引き続き、働き盛り世代をターゲットに認知症に関する知識を普及する。 年間15回予定 ○認知症の方とその家族のための相談会の定期開催 昨年度試行的に開催した相談会を定期開催し、気軽に相談できる環境を整える。毎月1回開催予定 ○関係機関との連携による支援 認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームは、関わった実績（件数）ではなく、関わった内容を振り返り、ネットワーク構築につなげていく。	㉗認知症サポーター養成講座の開催 ・9回開催、213人サポーターを養成 ・サポーター総数 4,435人 ㉘認知症カフェ交流会：2回 ㉙認知症キャラバン・メイト交流会：2回 ㉚認知症のひとと家族の相談会「おしゃべりカフェ」を毎月1回開催 ㉛権利擁護推進会議 ：2回 ㉜初期集中支援チーム：2件	○認知症の勉強会を実施した企業から認知症高齢者の情報が市へ入り、個別支援につながった。今後も企業向けの養成講座や勉強会は継続する必要がある。 ○認知症相談会「おしゃべりカフェ」の開催により、認知症高齢者を介護している家族同士の交流や物忘れが心配な高齢者本人の相談の場を設けることができた。本人同士の交流の場には至らなかったため、今後は、認知症本人が活動できる場を創出し、認知症本人や支援するサポーターの活動の場を検討していく必要がある。	高齢者福祉課
⑥	高齢者の権	①高齢者虐待の防止や養護者への支援について、	○関係機関との連携による支援	㉗権利擁護推進会議：1回	○引き続き、判断能力の低下や認知症の進	高齢者福祉課

	利擁護に関する取組	高齢者虐待対応専門職チームからのサポートを受けながら適切な支援につなげます。 ②判断能力の低下や認知症高齢者への権利侵害を防ぐため、成年後見制度の利用促進のための取組を行います。 ③高齢者の権利擁護について、住民や専門職など対象に応じた普及・啓発活動を行います。	・高齢者虐待への対応について、関係機関と連携を図りながら権利侵害の解決に向けた支援を実施する。 ・高齢者の状況に応じて、必要な場合は市長申立を行うなど、成年後見制度が適切に利用できるよう支援を行う。 ○権利擁護に関する普及啓発 認知症の理解や高齢者虐待の防止など権利擁護に関する普及啓発の機会を設ける。	高齢者虐待対応コア会議を実施。新規案件や継続案件について、高齢者虐待対応専門職チームの助言を得ながら虐待の解消に向けた支援の検討を行った。 高齢者虐待研修会：3回（意見交換会1回、研修会2事業所） 成年後見制度 市長申立件数 6件、申立支援件数 0件	行により権利侵害を受けやすい高齢者に対して適切な支援を行うことができるよう、関係機関との連携を図る必要がある。 ○権利擁護に関する相談窓口の周知を行い、誰もが安心して生活できるよう体制を整えた。 ○成年後見制度の活用が必要な方に対し、市長申立や申立支援など適切な支援を行うことができた。	
⑦	消費者被害等の未然防止の取組	①高齢者をはじめとする地域住民に対して、悪質商法や詐欺などに関する情報提供や、消費者被害等の未然防止につなげるための啓発活動を行います。 ②消費生活センターへの相談に対して、関係機関と連携し相談者の支援に努めます。	○消費者被害の未然防止につなげるための消費生活に関する講演会や街頭啓発活動を実施 消費者セミナー 1回 街頭アピール活動 1回 ○消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置 高齢者をはじめとした消費生活上、特に配慮を要する消費者の見守り等の取組を行う。 ○県消費者センター等と連携した相談体制の充実。	⑦消費者被害未然防止のための街頭アピール及び消費者セミナーを実施。 街頭アピール活動 ・内容：市内スーパーにおける啓発グッズの配布 開催日：令和6年11月25日 場所：キヌヤ益田ショッピングセンター ・内容：消費者セミナー テーマ：「消費者被害の現状と対処の仕方について」 講師：弁護士法人益田リーガルクリニック益田事務所 弁護士 山本尚さん 開催日：令和7年2月3日 参加者：41人 ⑧消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の設置 高齢者福祉課が所管する権利擁護推進会議に見守りネットワーを位置付け、消費者被害防止のための情報提供を行った。 ⑨消費者からの相談を受け、解決への支援を行うとともに、困難な事例については県と連携しながら支援を行うことができた。 相談件数 124件	○消費者被害未然防止のため、引き続きセミナーの開催や啓発活動を実施し、被害の未然防止や相談窓口の周知に努める。 街頭アピールでは直近で市内で発生している被害防止のためのチラシを配布し最新の情報提供ができた。 ○地域包括支援センターで実施しているサロン等で消費生活に関する情報提供を行うとともに啓発グッズ等の配布も併せて行うことができた。 ○消費者相談では、消費生活相談員が相談対応を行っている。消費者問題は多様化してきているため、県消費者センター石見地区相談室等の関係機関と連携しながら相談者の支援に努める必要がある。	人権センター

5 障がいのある人

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	R6 事業実績	評価・課題	関係課
①	バリアフリー社会の実現	①障がいのある人の基本的人権の尊重を基本とし、障がいのある人に対するあらゆる「バリア」を解消し、誰もが安全で安心して暮らせる地域をめざします。 ②市民一人一人が障がい及び障がいのある人に対する理解と認識を深めソーシャルインクルージョンを推進し、共に生きる社会の実現をめざします。	○関係機関との連携による支援 益田市障がい者自立支援協議会障がい理解促進部会と連携して障がいの理解啓発を深める取組を行う。部会開催：2回以上 ○共生社会の実現を目指す取組の実施 広報・ケーブルテレビ等を活用し、障がいに関する啓発を進める。 市手話言語条例に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に努め、手話による意思疎通を円滑に図ることができる環境を整備する。 あいサポーター研修：1回以上 広報への手話単語掲載：毎月掲載 手話研修：1回以上	㊦障がい理解促進部会を1回開催 ①手話言語条例に関する取組（広報ますだへの手話単語掲載・遠隔手話サービス）を継続して行った。 ㊦手話に関する研修の実施 ・益田市職員対象研修会：2回（参加者 延べ22名 11/26：12名、11/29：10名） ㊥障害者週間に合わせて、市公式ウェブサイト障害者週間の啓発及び島根県内の施設の無料開放（利用料減免）の実施について掲載 ④コミュニティ活動等を行う団体が、不特定多数の者が利用し、障がいのある方の利用が見込まれる市内の施設に対して実施する「合理的配慮の提供」に要した経費について補助金を交付する益田市コミュニティ活動施設バリアフリー化等補助金制度を新設。（申請 2件）	○自立支援協議会の開催が遅れたため、部会で思うような活動が出来なかった。 ○手話の理解啓発のため、引き続き広報へ手話単語を掲載する。 ○遠隔手話サービスについて、手話にも方言があることから、手話が読み取れないといった声があり、委託先や協会と協議が必要。また、遠隔手話の使用範囲を庁内に限っていること等、利用者が少ない状況が続いている。 ○バリアフリー化等補助金制度については、2件以外にも申請の問い合わせがあったが、補助対象施設に制限があるため、申請に至らなかった。	障がい者福祉課
②	地域生活の支援体制の充実	①障がいのある人が自らの選択により、住み慣れた地域で適切なサービスを受けられる体制と入所施設から地域生活への移行が促進される体制の整備を図ります。 ②個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し適切に対応するため、保健・医療・福祉等関係機関が連携を図ります。	○障がいのある人の生活を支えるための体制整備等の検討 益田市障がい者自立支援協議会において協議し、行政への施策提言及び関係機関等へ施策実施の協力依頼を行う。 協議会開催：2回 ○相談支援会議の開催 市・益田市基幹相談支援センター・市内相談支援事業所（5事業所）間において会議を開催し、細やかなサービス提供ができるよう情報共有を図る。相談支援会議：毎月開催	㊦益田市障がい者自立支援協議会を2回開催。 ④相談支援会議を毎月開催し、事例検討やテーマを決めて検討を行った。	○自立支援協議会の開催が遅れたため、部会で思うような活動が出来なかった。 ○最初の協議会開催が遅れてしまい。部会の活動が十分に出来なかった。 ○毎月相談支援会議を開催することは、情報・課題の共有の場として有効であった。	障がい者福祉課

③	自 立 と 社 会 参加の促進	①障がいのある人が、その能力を最大限に発揮し、自立した社会生活を営むことができるように、教育、福祉、医療、就労等の各分野の連携を強化しながら、総合的かつ継続的な支援を推進します。 ②「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、各種関係機関と連携を図りながら、市内企業において障がいのある人の雇用の促進と働きやすい職場環境の整備について推進します。 ③障がいのある人が、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活ができるよう、地域における助け合い、支え合いのシステムの構築を推進します。	○益田市障がい者自立支援協議会就労社会参加支援部会との連携による支援 障害のある人の就労及び社会参加の推進を図る。部会開催：2回以上 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の関係機関と連携した研修会を実施 演題：「いろいろな人が働き続けられる職場をめざして～合理的配慮の義務化を足がかりにして～」 講師：玉木幸則さん（（福）西宮市社会福祉協議会権利擁護普及推進及び相談支援アドバイザー） ○障がいのある人への雇用の奨励を目的とした市障がい者雇用奨励補助金制度の活用 の推進 ○障がい者スポーツ大会開催に協力し、大会への参加促進 ○障がいのある方への自立と社会参加を促進し、障がいのある方への福祉の向上を図ることを目的とする活動の支援	⑦就労社会参加支援部会を1回開催 ①石西地域人権を考える企業等連絡協議会等の関係機関と連携した研修会を実施した。 演題：「いろいろな人が働き続けられる職場をめざして～合理的配慮の義務化を足がかりにして～」 講師：（福）西宮市社会福祉協議会 権利擁護普及推進及び相談支援アドバイザー 玉木幸則さん 開催日：令和6年6月25日 参加者：150人 場所：人権センター ⑧島根県障がい者スポーツ大会及び益田市障がい者スポーツ大会の開催にあたりスタッフとして参加した。また、大会の開催に当たって、ポスター掲載や告知放送等で周知を図り、大会への参加促進を図った。 ⑨就労継続支援B型事業所が開催する収穫祭等について、告知放送にて周知を図った。また、「障害者優先調達推進法」に基づき、市内の障がい者就労施設等からの優先調達に努めた。	○自立支援協議会の開催が遅れて思うような活動が出来なかった。 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等関係団体と連携を取りながら、組織を通じた啓発に取り組むことができた。 ○引き続き、大会への参加促進を図るため、広報活動が必要である。 ○引き続き、優先調達の拡大に向けて、取り組む必要がある。	障がい者福祉課 (人権センター)
④	障 が い の あ る 人 の 権 利 擁 護 に 関 す る 取 組	①障害者虐待防止法に基づき設置した虐待相談窓口において、虐待を受けた障がいのある人と養護者への支援を行います。 ②判断能力が不十分な障がいのある人への権利侵害を防ぐため、成年後見制度の利用促進のための取組を行います。 ③障がいのある人への虐待や権利擁護について、市民に対して意識啓発を図るとともに、理解を深めるための取組を行います。	○虐待相談窓口の設置 24時間対応相談専用電話を市障がい者福祉課内に設置する。 ○成年後見制度の利用のための支援 判断能力が不十分な障がいのある方については、状況に応じて市長申立などの支援を行う。 ○障がいのある方への虐待防止のための、相談窓口に関する情報提供などの啓発活動の実施	⑦虐待相談窓口として、相談対応、支援に取り組んだ。（相談件数 4件） ⑧相談窓口に関する情報提供など、啓発活動を実施した。	○引き続き虐待相談窓口として、相談対応、支援に取り組む必要がある。 令和7年度から総合支援課が対応。 ○引き続き、障がいのある方への虐待防止や権利擁護に向けた啓発活動が必要である。	障がい者福祉課
⑤	特 別 支 援 教 育 の 推 進	①保護者や地域住民等に対して特別支援学級等や障がいへの理解啓発を行い、障がいのあるなしに関わらず地域で子どもを育てるという意識を高めます。 ②子どもの多様性を尊重し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）を推進します。	○学校だよりや公式ウェブサイト等を活用した啓発 地域交流学习などの日頃の学習や生活の様子の周知と理解を図る。 ○インクルーシブ教育の推進 共感と理解の促進、多様性のある学習環境づくり等、教育の質の向上を図る。	⑦配布物や作品展を通じ、広報活動を行った。 ⑧特別支援学級の地域交流は、米や野菜の生産に関わる活動や木工や陶芸、小物づくり等多岐にわたっているが多くの方に支えられ実施できた。 ⑨益田養護学校生の居住地交流は、小中学校の教職員にとっても貴重な研修の機会となった。 ⑩各校で交流及び共同学習に取り組むことにより、多様性を尊重し、理解する力を育てる良い機会となっている。	○学校において、すべての児童生徒が互いの特性等を理解し合い、助け合って共に伸びていこうとする集団づくりをさらに進めていく。	学校教育課

6外国人

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	R6 事業実績	評価・課題	関係課
①	差別意識解消のための教育・啓発の推進	①外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、学校、地域、職場など様々な場面で教育・啓発を推進します。 ②益田市在日外国人学校教育基本方針を基盤とした教育活動を展開し、人権・同和教育の充実を図ります。 ③「ヘイトスピーチ解消法」の内容の周知に努めるとともに、外国人に対する不当な差別的言動を解消するための教育・啓発を推進します。	○チラシやリーフレット等を活用した啓発 ○外国人の人権についての研修会を実施 1 回。	㊦外国人住民向け人権啓発用リーフレット等を設置し啓発を行った。 ㊧やさしい日本語研修会を実施した。 ・演題：しまね国際センター出前研修「やさしい日本語について」 講師：（公財）しまね国際センター事務局次長 仙田武司さん 開催日：令和 7 年 1 月 27 日 参加者： 41 人 場所：人権センター	○外国人の転入は増加傾向にあり、日常においても接する機会が多くなっている。 様々な周知方法で偏見や差別意識の解消のための教育・啓発活動が必要である。 ○やさしい日本語を学ぶことで外国人に対する偏見や差別意識を解消する方法を学ぶことができ、引き続き研修を行う必要がある。	人権センター
			○学校生活への適応支援と進路指導の充実	㊦全小中学校で道徳をはじめ学級活動、社会科等において違いを認め合い、尊重しあう態度を育てる教育を実践した。	○日常の生活の中で、世界の出来事をタイムリーに知る場面は増えてきている。情報を多面的に見る姿勢が今後ますます必要と思われる。	学校教育課
②	多文化共生社会づくりの推進	①地域に居住している外国人の方々を対象に、やさしい日本語を通して、基礎的な日常会話や読み書きを習得する機会として日本語学級を開催し支援を行います。 ②異文化に触れる機会の提供や、多文化理解のための講座等を実施します。 ③関係機関と連携し、外国人住民への医療・福祉・防災情報などの生活情報について多言語での提供に努めます。	○在日外国人を対象にした日本語学級を実施 40 回。 ○多文化共生社会実現に向けた研修会を実施 1 回。 ○外国人への多言語による生活情報の提供	㊦日本語学級を開催し外国人への日本語学習の支援を行った。 開催日数：40 日（毎週日曜日） 延受講者数：629 人 指導者：日本語ボランティアグループ ともがき ㊧外国人のための防災講座を実施した。 ・内容：外国人住民等に、益田市内における災害の状況を知ってもらい、災害時にどういった避難行動をとるべきかなどについて学習してもらう。災害時における情報の収集方法について情報提供を行った。 開催日：令和 7 年 1 月 27 日 参加者：19 人（内外国人 9 人）場所：人権センター ㊧外国人向けの天気情報や外国人のための防災ハンドブックを市公式ウェブサイトに掲載した。	○受講者ごとに日本語の習得度が異なり、年齢層にも幅があるが、クラス分けをして丁寧な学習指導を行っている。日本語を学ぶだけでなく、受講者同士また指導者との交流の場としても非常に有意義だった。 ○関係機関と連携し、大雨などの災害が起きたときの対応や備えなどについて知識を深めてもらうことができた。 ○市公式ウェブサイトにて外国人向けの天気の情報等の掲載を引き続き実施する。	人権センター
③	外国にルーツを持つ児童生徒への支援	①対象児童生徒の実態に応じて、日本語支援員を配置し、授業の中で日本語の支援を行います。	○日本語支援員の配置	㊦日本語支援員を延べ 10 名配置した。学習指導はもちろん、児童生徒の精神的な安定や学校生活への適応の面でも欠かせない存在となった。 ㊧しまね国際センター主催の「外国にルーツをもつ子どもの学習支援教室」（年間 10 回）を関係児童生徒に周知している。今年度はオンラインでの参加があった。	○日本語支援員の確保に努めたい。	学校教育課

④	外国人のための相談体制の充実	①在住外国人からの相談に対し相談しやすい体制づくりに努め、島根県外国人地域サポーターやしまね国際センター、地域のボランティア団体等関係機関との連携強化を図り相談者への適切な支援を行います。 ②行政書士による「外国人に関する無料法律相談」を紹介します。	○島根県外国人地域サポーターや関係機関と連携した相談体制の充実。 ○しまね国際センターが行う多言語相談等の周知	⑦しまね国際センターが実施する多言語相談の周知を行うなど相談体制の充実を図った。	○島根県外国人地域サポーターやしまね国際センターと連携し、相談対応や支援を行うことが重要である。 ○相談がしやすいように公式ウェブサイトなどを活用したさらなる相談窓口の周知や、環境づくりが必要である。	人権センター
⑤	外国人のための労働環境の整備	①外国人労働者がその能力を発揮しながら就労できるよう、国や県をはじめとして関係機関と連携を取りながら市内企業等における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労防止のための啓発を進めます。	○パンフレット等による啓発。 関係機関からパンフレット等の提供があった場合、益田鹿足雇用推進協議会加入事業所約 80 社に送付する。年 5 回程度。	⑦益田鹿足雇用推進協議会会員に情報提供を行った。 加入事業所約 90 社。年 2 回程度。	○引き続き関係機関と連携して情報提供を行い、外国人労働者が活躍できる労働環境整備に向け、働きかけを行う必要がある。	産業支援センター

7 ハンセン病回復者等とその家族及び感染症患者・感染者等

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	R6 事業実績	評価・課題	関係課
①	差別意識解消のための教育・啓発の推進	①ハンセン病回復者とその家族等への偏見や差別の解消を図るために、ハンセン病の正しい知識と回復者等の人権に対する理解を深めるための教育・啓発を行います。	○ハンセン病に関する正しい知識と回復者等の人権に対する理解を深めるための研修会を実施 ○チラシやリーフレット等を活用した啓発	⑦啓発チラシの設置やシンポジウムなどへの参加を呼びかけるなど啓発を行った。	○ハンセン病患者やその家族等に対する偏見や差別について、ハンセン病に対する正しい知識の啓発を図ることが出来た。 引き続き、様々な機会を活用しての啓発に努める必要がある。	人権センター
		②H I Vや新型コロナウイルスをはじめとする感染症患者・感染者等に対する偏見や差別意識の解消のため、感染症に対する正しい知識の教育・啓発に努めます。	○教職員に各種研修や講演会等への参加を促進 ○体育・保健体育科等、関連教科や領域で感染症への正しい理解促進	⑦全小中学校へ研修案内を毎年送付して参加を促した。 ①保健体育科、社会科（公民分野）、道徳等で児童生徒の感染症への正しい理解を促した。	○文部科学省や厚生労働省が提供するパンフレットや教材が有効だった。	学校教育課

8 北朝鮮当局による拉致問題等

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	R6 事業実績	評価・課題	関係課
①	意識啓発・教育の推進	①国、県と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と認識を深める啓発・広報などに取り組みます。 ②学校において、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための教育を行います。	○国や県に対して問題解決へ向けての要望 ○パネル展示等による啓発 ○益田ひろみさんをはじめとする特定失踪者等、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための取組への支援	⑦特定失踪者等、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないために県に対し要望を行った。 ④内閣官房拉致問題対策本部、島根県と連携し、拉致問題を考える国民の集い i n 島根を開催した。 ・講演：北朝鮮よ、姉横田めぐみを帰せ！ 講師：横田拓也さん 開催日：令和 6 年 11 月 10 日 参加者：172 人 場所：グラントワ ⑦「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に啓発パネルの展示を行った。 拉致問題に関するパネル、ポスター掲示やチラシを配布し周知を図った。 ・展示期間：12 月 10 日～16 日 ・場所：人権センター	○国や県に対して問題解決へ向けて引き続き要望を行う。 ○関係機関と連携した事業を行うことで、北朝鮮による拉致問題を考え、より一層関心と認識を深めることができた。また、講演会で拉致被害者の状況について広く周知でき啓発につながったといえる。 ○益田ひろみさんをはじめとする特定失踪者等、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための啓発活動に引き続き取	人権センター

				内容：パネル展示、ポスター掲示、チラシ及びブルーリボンの設置 ※島根県総務部総務課との連携により実施	り組む必要がある。	
			○社会科を中心とした拉致問題に対する理解促進	㊦社会科の授業や学級活動等での DVD 活用などで児童・生徒の理解を深めた。	○歴史の教科書等に記述や資料が乏しい中、学校は工夫しながら理解促進を図っている。資料や授業例の提供を行う必要がある。	学校教育課

9

犯罪被害者等

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	R6 事業実績	評価・課題	関係課
①	意識啓発の推進	①社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成し、犯罪被害者等の人権について正しい理解と認識を深める啓発に取り組みます。	○関係機関との連携による支援 随時、島根県及び社団法人犯罪被害者サポートセンター等と連携し、啓発パンフレットによる啓発を行う。	㊦犯罪被害者週間中に益田警察署との共催で益田市役所多目的スペースにて、「犯罪被害者支援を考えるパネル展示」を開催した。	○パネル展を開催することでより広く犯罪被害者支援について周知を図ることが出来た。 ○正しい知識や認識を深めるために、啓発チラシの配付やポスターの掲示等情報提供を行う必要がある。	福祉総務課
②	関係機関との連携	①国、県、警察等関係機関と連携を図りながら、被害者等に対する支援を行います。 ②潜在化しやすい性犯罪被害などをはじめとする、犯罪被害者等への相談窓口の周知をとおり、相談しやすい環境づくりに努めます。	○関係機関と連携した相談体制の充実 ・再犯防止関連研修会への参加 1 回 ・犯罪被害者関連研修会への参加 1 回	㊦関係機関と連携した相談体制の充実 ・再犯防止関連研修会への参加 1 回 ・犯罪被害者関連研修会への参加 1 回 ㊧関係機関との協議 ・益田警察署との協議 ・（公社）島根犯罪被害者サポートセンターとの協議	○現在支援を行っている益田警察署及び（公社）島根被害者サポートセンターと協議し、連携が必要なことから次年度の体制に向け調整を行った。	福祉総務課

10

インターネットによる人権侵害

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	R6 事業実績	評価・課題	関係課
①	意識啓発の推進	①インターネットの利用に対し、人権擁護の視点に立った正しい知識の普及を図り、利用者の責任やモラルに関する啓発を進めます。	○チラシやリーフレット等を活用した啓発	㊦啓発チラシ設置や研修会への参加を呼びかけるなど啓発を行った。	○引き続き啓発チラシの配布や研修会などの情報提供を行い、啓発をしていく必要がある。	人権センター
			○児童生徒、保護者向け情報モラル教室の実施 ○一般市民を含めた幅広い層を対象とした市情報モラル研修会の実施	【再掲 3-⑥】 ㊦専門家を招き、児童・生徒・保護者・教職員を対象に情報リテラシー育成教室を6月と9月に各5日間開催した。 実施校数 16 校。参加者延べ 765 人。 講師 草の根サイバーセキュリティー運動全国連絡会常務理事 吉岡良平氏 ㊧「大人のための情報モラル研修会」をグラントワで開催した。 講師：吉岡良平氏 開催日：令和6年12月20日 参加者：39 人 ㊦中学生は、社会科公民分野で「インターネットと人権侵害」について学習した。	○意識啓発のための研修を引き続き実施するとともに、日常生活の中で良好な人間関係を築く能力を伸ばす必要がある。 ○学校関係者以外の参加者、特に保護者の参加を増やしていくことが課題。	学校教育課

②	関係機関との連携	①法務局や関係機関等との連携を深め、インターネットによる人権侵害の早期発見及び被害の拡大防止を図るとともに、相談窓口や相談機関等の周知に努めます。	○インターネットモニタリングを実施 モニタリングのための研修会に参加する 1 回。	⑦インターネットモニタリング研修に参加した。1 人 ④本市における部落差別に関連した内容を中心に月 3 回程度モニタリングを実施した。	○モニタリングを定期的に行うことで、悪質な差別的な書き込みの早期発見及び監視による抑止効果を図ることが必要である。	人権センター
---	----------	---	--	--	---	--------

1
1
性的指向・性自認等

	具体的施策	施策の内容	R6 事業計画	R6 事業実績	評価・課題	関係課
①	意識啓発の推進	①性的指向、性自認について等、性の多様性についての理解を深めるために、各種講演や研修会の開催、啓発資料の配布等を通じて啓発の充実を図ります。	○性の多様性について理解を深めるための研修会の実施 ○チラシやリーフレット等を活用した啓発	⑦島根県が令和 6 年 7 月に開設した、専門の相談窓口「LGBT 等専門電話相談島根にじいろダイヤル」や島根県パートナーシップ宣誓制度の周知や、性の多様性に関する講演会の情報提供を行った。	○引き続き啓発チラシの配布や研修会などの情報提供を行い、啓発をしていく必要がある。	人権センター
②	性の多様性を尊重する教育の推進	①学校等において性の多様性についての理解を深めるための教育を行うとともに、子どもたちが不安に思うときに教職員等に相談しやすい環境づくりに取り組みます。	○校内体制の確立と相談窓口の周知 ○スクールカウンセラーの活用を含めた教育相談の充実	⑦相談窓口を全校集会、面談時、通信物、掲示等で児童・生徒、保護者に周知した。 ④各校において S C の活用を含めた教育相談の充実を図った。	○相談窓口の設置、教材の充実、教員研修は着実に進んでいる。	学校教育課

1
2
様々な人権課題

	人権課題	R6 事業計画	R6 事業実績	評価・課題	関係課
①	アイヌの人々	○アイヌの人々への理解と認識を深めるための広報・啓発 相談談窓口等について広報に掲載する。	⑦アイヌの方々のための電話による相談窓口の周知を広報を通じて行った。	○引き続きアイヌの人々への理解と認識を深めるための広報・啓発に努める必要がある。	人権センター
②	刑を終えて出所した人	○第 4 期益田市地域福祉計画を基本とし、再犯防止施策の充実努める。	⑦「社会を明るくする運動」島根県推進委員会、「社会を明るくする運動」益田市推進委員会に参加した。	○令和 5 年策定の「第 4 期益田市地域福祉計画」において法務局松江保護観察所、益田地区保護司会など関係機関と連携し「再犯防止施策の充実」を掲げ、今後の展開の指針を示した。又平成 31 年に松江保護観察所・益田地区保護司会・益田市の三者で締結した「保護観察対象者の就労支援に関する協定書」を十分に活かしていくよう努める。	福祉総務課
③	ホームレスに対する差別	○ホームレスになった人への人権に配慮するとともに、地域住民の理解を得ながら支援に努める。	⑦近年、市内においてホームレスとなった人の情報はないが、相談等があれば地域住民や関係機関と連携しながら支援に努めていく。	○近年、市内においてホームレスとなった人の情報はないが、相談等があれば地域住民や関係機関と連携しながら支援に努めた	福祉総務課
④	人身取引による人権侵害	○チラシやリーフレット等を活用した啓発。	⑦人身取引防止のためのポスターを掲示し、啓発を行った。	○引き続き人身取引を防止するための理解と認識を深めるための広報・啓発に努める必要がある。	人権センター
⑤	災害に伴う人権問題	○災害時の外国人対応や関係機関と連携したイベントの実施	⑦災害と人権に関する研修会を行った。 ・内容：益田市地区人権・同和教育推進協議会委員・事務局員講座	○市公式ウェブサイトにて外国人向けの天気の情報等の掲載を引き続き実施する。	危機管理課

		災害時において外国人向けの「やさしい日本語」や多言語による災害情報の発信や、避難所等での支援についても関係機関と連携を図るとともに、外国人住民を支援するボランティアを養成する。 ○防災研修会の実施 男女共同参画の視点を持った避難所運営等についての研修会を行う。	演題：災害と人権～避難所における人権問題～ 講師：益田市人権・同和教育推進員 岡田香織さん 開催日：令和6年11月28日 参加者：37人 ④外国人向け防災講習会を行った。 ・演題：外国人のための防災講座 講師：益田市危機管理課、浜田河川国道事務所、松江地方気象台 開催日：令和7年2月16日 参加人数：19名	○外国人の支援について、平時でも関係機関と連携していくことが重要である。 ○引き続き研修等を実施する必要がある。	
⑥	その他の人権課題	○この計画に掲げていない様々な人権課題や、新たに入権課題などに対して、様々な機会を通して偏見や差別をなくすための周知・啓発に努める。	⑦実績なし	○必要に応じて、状況に応じて周知・啓発に努めていく。	人権センター